

論 説

農産物の収穫時期における地方公務員の兼業・副業 －愛媛県と山形県の事例から－

竹 島 久美子* (地域資源マネジメント学科)

* 責任著者

Side jobs for local officials during the agricultural harvest season

Kumiko TAKESHIMA * (Regional Resource Management)

* Corresponding author

キーワード：公務員、兼業・副業、デイワークアプリ、さくらんぼ、柑橘

Keywords: local officials, side jobs, daywork appli, cherry, citrus

【原稿受付：2024年7月22日 受理・採録決定：2024年8月2日】

要旨

農業従事者の減少で人手不足が深刻化する中、特に果樹において収穫期の労働力確保が課題となっている。農村部では豊富な農村人口からかつては季節的な雇用が多様に成立していたが、近年は人口減少や通年雇用の増加から地域内の労働力候補が減少し、一方で一戸当たりの経営規模の拡大により多くの人員を求めることになっており、収穫時期の労働力確保が喫緊の課題である。そのような背景から、近年公務員の兼業・副業制度が導入され、地域の基幹産業維持や地域活性化に期待されている。本稿では、松山市の柑橘収穫と山形県・寒河江市のさくらんぼ収穫における公務員の兼業・副業制度の背景と取り組みを分析し、その効果を明らかにするものである。

1. はじめに

農業従事者の減少により、規模拡大が可能な農業経営体が貸借・売買を通じて農地を引き受けるのは作物を問わず行われているが、機械化が可能な作目は多少増えても作業体系に大きな影響は受けないものの、人の手で収穫される品目、特に果実においては非常に労働集約な品目であるため、収穫時期の労働力確保は農業経営体にておいて最大の懸念事項である。しかし農村部においては、かつては季節的な雇用が成立する社会環境・家庭環境があったが、近年では居住人口そのものの減少に加えて、通年雇用による就業先が広がったため、季節的な労働力の確保はより厳しいものとなっている。

以上のような農業分野の繁忙期における人手不足に対して、各地で「公務員の兼業・副業許可制度」の導入が進められている。人口減少が地方でより進む中であっても、公務員は一定のシェアで地域に居住している。それらの層が兼業・副業可能となることで、地域の基幹産業の維持、あるいは地域活性化に一定の寄与

が期待できる。本稿では、2023年に愛媛県松山市においても導入がなされたところであるので、同様にさくらんぼ収穫での兼業・副業を許可した山形県と山形県寒河江市も取り上げながら、その背景と取組の状況について明らかにしたい。

構成は以下の通りである。2節では、これまで農業経済学分野で議論されてきた農民層分解の文脈での「農家の兼業化」について簡単に整理を行う。3節では、公務員の兼業・副業制度の近年の動向について先行研究を元に整理を行う。4節では山形県・山形県寒河江市のさくらんぼ収穫を対象とした事例の分析、5節では松山市の柑橘収穫を対象とした事例の分析を行う。

2. 農業経済学分野における兼業

農業経済学分野において、兼業化の進展は、戦後、農工間の所得格差が問題視されたなかでの農家側の対応として取り上げられてきた。戦後の高度経済成長期において、農家は農業所得のみでは家計充足が不十分であったために、農閑期に「出稼ぎ」が行われた

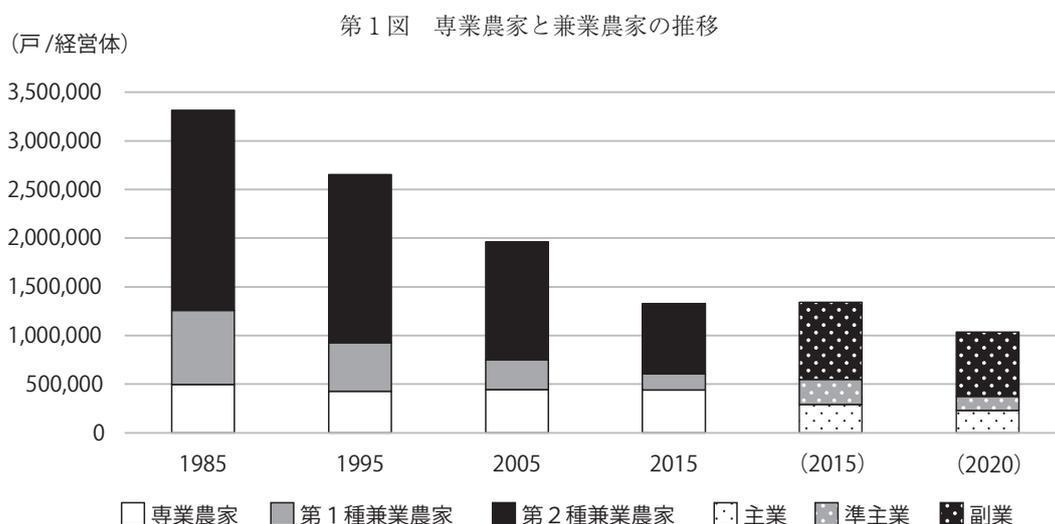
り、安い土地と労働力を求めて農村部に進出した工場という就業先の増加とともに、多世代により家族構成員が豊富だったことで、3ちゃん農業（じいちゃん、ばあちゃん、かあちゃん）により家業として営まれてきた面が強い。1961年の農業基本法の制定によって、農政としては農業でも他産業並みの所得が得られる専門的な農家の育成を図ったが、規模の小さい農家（特に水稲作経営）においては経済的・社会的にも合理的であった兼業農家というスタイルが選ばれ、農業生産の面でも地域資源管理の面においても大きなウエイトを占めてきた。

しかしながら、戦後の日本農業において大きな役割を果たしてきた昭和一けた世代（昭和5年…1930年生まれとして2020年には90歳）の本格的な引退とともに、兼業農家という家業の継承は資金的・意識的なハードルの高さから世代交代は困難となっている。完全な離農（純土地持ち非農家化）は、たとえ農業の担い手（組織）となる経営体に農地を預けることができたとしても、地域資源管理への関与（集落の共同作業への参加として、水路の泥上げや農道清掃、他に畦畔の草刈り、水管理等が挙げられる）が途絶えてしまい、担い手（組織）の経営にも影響がもたらされることが懸念される。兼業農家として留まる形で、あるいは資源管理組織を形成することで、地域農業に関わり続けてもらおうと取り組んでいる経営体もあり¹、それぞ

れの形で農業に参加しやすい形を作ることが、地域農業の維持につながっているとみることができる。

ところで、日本の農業には「三大基本数字」と呼ばれたものがあった。提唱したのは横井時敬で、農家数（約550万戸）、農地面積（約600万町歩（ha））、農業就業人口（約1,400万人）が、明治時代から不変であって、前二者については高度経済成長期まで維持されていた。戦後、非農業部門の吸収によって農村から多くの若年の労働力は流出²したが（中安（1965））、農作業の機械化が進展したこともあり残された家族によって農地面積の維持ができていた。高度経済成長期以降、その数字は崩壊（野田（2011））したものの、かつてはそれだけの人口を農村が抱え、機械化がなされない時代において家々で（2～3人（平均）/戸）農業がなされて、農地が利用（1.1ha（平均）/戸）されていたのである。それを踏まえて、農業センサスで、販売農家のうちの専兼業業別の農家の推移をみていきたい。

第1図は1985年以降の推移であるが、その時点で販売農家（経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家）は約330万戸であり、そのうちの約50万戸（約15%）が世帯員の中に兼業従事者が1人もいない専業農家であった。残りは世帯員が他産業に勤めている兼業農家という構成で、当時から販売農家の8割以上



資料：各年農林業センサスより作成

注1：各定義は、専業農家（世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家）、兼業農家（世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家）のうち第1種兼業農家（農業所得を主とする兼業農家）、第2種兼業農家（農業所得を従とする兼業農家）、主業経営体（農業所得が主（世帯所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体）、準主業経営体（農外所得が主（世帯所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体）、副業的経営体（調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体）。

注2：2015年までは農家対象の調査であるが、2020年から農業経営体を対象とした調査方式に変更されたため専兼業別農家の調査はなされおらず厳密には接続しない。そのため、2015年の調査結果を個人農業経営体で集計した主副業別の値を用いて傾向を把握している。

は兼業農家であった。1985年から2015年にかけて大きく減少しているのは第2種兼業農家（農業所得を従とする兼業農家）である。2007年から実施された品目横断的経営安定対策によって集落営農が各地で組織されたことにより、小規模な農家は水田を集落営農に預けて、集落営農の構成員となって営農に参加した際に販売農家として把握されなくなった農家もあるが、傾向としては専業農家よりも兼業農家の方が、減少率は高い（むしろ専業農家は、団塊世代の農外就業の定年退職によって微増した面もある）。

2015年から2020年にかけては、販売農家の専業別農家の調査がなされていないため、農業の個人経営体（個人（世帯）で事業を行う経営体³。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない）でみると、個人経営体は100万経営体まで減少し、特に準主業経営体（農外所得が主（世帯所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体）が半数近く減少していることから（離農したか、副業経営体に転じたと思われる）、個人経営体において高齢化が進み、兼業農家が準主業・副業経営体という形でいくらか残っているとしても、農業にある程度取り組む若い世帯員がいる個人経営体数は減少しているといえる。

もちろん、個人経営体のみでなく団体経営体を含めた大規模経営体の努力により規模拡大が進められて、農業経営体全体では323万ha（2020年）の農地が耕作されているが、かつてであれば兼業農家が多いたためある程度の共通認識あったり利害関係が共通したりした上で維持することができていた農村社会は、今現在も含めて、これからは同じ形で維持することが困難となりつつある。ゆえに、今現在と同等の農産物を国内で賄おうとするためには、土地持ち非農家を含めた地域住民や、都市住民による農村への関わりが必要になっている。

3. 公務員の兼業について

農家出身の労働者が他産業に就業し、自営農業に取り組む兼業農家はごく一般的であったのは前節で述べた通りであるが、それとは全く別の側面から兼業を概観すると、例えば国家公務員、地方公務員の身分で兼業や副業をすることは、「国家公務員法」、「地方公務員法」によって制限がなされている。

公務員の兼業・副業許可制度の近年の動向については、神山（2022）が国家公務員法と地方公務員法における副業の位置づけと、2018年以降の副業・兼業の普及促進を目的とした厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に対応した許可基準の明

確化がなされたことで、国家公務員の副業・兼業のハードルが下がったとともに、地方公務員においても各自治体でのルールが明確化されれば任命権者の裁量によって十分可能であると整理している。公務員の兼業・副業は、これまで全く許可がなされていなかったわけではなかったが（自営の農業や消防団活動等）、各自治体の問題意識⁴の高まりによって新たに運用がされるようになってきている。

神山（2022）は先行事例として、地方公務員の地域貢献としての副業を推進している自治体を挙げており、地元の第一次産業への補助労働力の提供の例として、北海道鹿部町（主に漁業）と青森県弘前市（りんご限定）を取り上げている。神山（2022）の一部を引用すると、それらでは、まず副業許可の基準の明確化（規則や要綱の作成）が行われていた。あくまで職員の就業時間以外での兼業となるため、鹿部町では労働時間は勤務時間外で週8時間以下、1ヵ月30時間以下であること、週休日および休日に従事すること、公務員としての信用失墜行為がないこと、および報酬は社会通念上相当と認められる範囲であることなどが規定されている。弘前市では、兼業先の農家との利害関係の確認、労働時間は週8時間以下、1ヵ月30時間以下、勤務日は3時間以下であることが定められている。

鹿部町では漁業関連の副業者数は2020年度4名、2021年度7名でいずれもホタテ養殖作業への従事であり、弘前市では2021年度は市職員32名が許可を受け、24農家の元で従事したとのことであり、いずれも件数が多いとはいえず、兼業・副業許可制度の明確化によって地域産業への支援が労働力提供という点で図られたといえる。

以上のように、一部の地域では自治体職員の兼業・副業が認められ始めており、特に一次産業分野での人手不足への対応として今後も広がる可能性が高い。ただし、いざ兼業・副業許可制度を打ち出したとしても、雇用する側の体制が整わなければ、絵に描いた餅になってしまう。弘前市では「1日バイトアプリデイワーク⁵（<https://day.work/>）」を通じて希望農家と自治体職員をつなげていたことから、各自治体でも工夫がなされていると予想される。加えて、公務員が地域産業に関わるということについて、労働力の提供面以外の意義についても示唆を得たい。そのような視点で他の事例をみていきたい。

4. 山形県の事例

調査を行ったのは2023年2月であり、以下に整理した内容はその際に各自治体の担当者にヒアリングと資料の提供を受けた時点のものである。山形県と山形県寒河江市は、特に申し合わせたわけではないが、

2022年のさくらんぼ収穫時期に合わせてさくらんぼ収穫を対象とした自治体職員の兼業・副業の制度を設けた。

(1) 山形県

1) 背景

さくらんぼは収穫時期の初夏が繁忙期であり、なるべく早朝に収穫し、全国に出荷するために丁寧に調整作業を行わなければならない。一部の作業には農家自身が行わねばならないような熟練が求められるが、大多数の農家では農閑期の通年雇用はできないので、収穫を中心とした簡単だが忙しい作業においては季節雇用による対応が行われている。

山形県庁は、2022年に制度化された「やまがたチェリサポ職員制度（愛称「チェリサポ」）」の趣旨について「本県を象徴する農産物であるさくらんぼは、収穫時期に集中して多くの労働力が必要となることから、労働力不足が喫緊の課題となっています。これまで県では、職員有志による収穫作業のボランティア活動等を推奨してきましたが、人手不足の現状が続いていることから、さくらんぼの収穫作業等に限定し、県職員がアルバイトという形で協力しやすくするため、新たに「やまがたチェリサポ職員制度」を導入したものです。なお、県職員がさくらんぼ収穫作業等に従事することで、県全体でさくらんぼ作業を応援する環境づくりにつながることを期待しています」と文書を発出している。

山形県では、2017年から山形県農業労働力確保対策協議会を組織し、具体的にはそれ以前から活動している「さくらんぼ労働力確保対策ワーキングチーム」において、さくらんぼ収穫時期の労働力確保の取組を行っている。労働力のあっせん力の強化ということで、JA 無料紹介所、シルバー人材センター、ハローワーク等を通じた従来からの募集方法の継続と、潜在労働力の掘り起こしとして、作業ガイドや動画を活用を通じた新たに農業に取り組む働き手への作業内容の理解促進の他に、2022年からは1日農業バイトアプリ「デイワーク」の普及啓発にも取り組むことになった。その他、産地間連携推進事業として、2022年度は山形県内のさくらんぼやラ・フランスの収穫時期（夏）に、福岡県・大分県からの人材（イチゴ産地では農閑期）の受け入れにも取り組んだ。

コロナ禍以前は、仙台方面からボランティアやアルバイト、観光農園の利用者という形で、多くの人手を得ることができていたが、感染予防のために他県からの来訪が控えられたため、2020年からのさくらんぼ収穫の時期は、農家は労働力不足に悩ま

された。

山形県ではこれまで入職10年未満の若手職員が6月に研修の一環としてさくらんぼ収穫に取り組んでいたこともあり、収穫そのものは難しくなく、山形県としては初心者向けの仕事であるという感触は以前から持っていた。一部の職員は、無償のボランティア活動としてさくらんぼ収穫を手伝っていたが、報酬があるほうがより作業に責任感が発生するのではという期待や、職員からの地域社会に貢献したいというニーズもあったことから、2021年から検討を重ね、2022年に「さくらんぼは、生産にとどまらず流通・販売、食品加工、観光業等の関連産業の裾野が広く、地域経済への波及効果が大きいため公益性が高いことから」、以下の条件のもと制度が作られた。

2) チェリサポの条件・手続き

対象期間は、2022年の場合は6月1日から7月31日までとし、対象作業はさくらんぼの収穫と出荷調整作業のみとしている。

細かな条件は、①1週間当たり8時間かつ1か月当たり30時間を超えないこと。また、平日の勤務時間外に従事する場合は、1日当たり3時間を超えないこと、②土日、祝日等または平日の勤務時間外であること（ただし年休取得による従事は対象外）、③補助金交付事務を担当する等、利害関係が生じるおそれのある職員でないこと、としている。

具体的な手続きは、①もともとあった「営利企業等従事許可申請書」を、所属長を経由して総務部に提出、②総務部において申請内容を審査し、許可、③『やまがた農業ぷちワーク』で提携しているアプリ「デイワーク」等を活用して、働き先の農家を探す、④実際に作業に従事、という流れである。

時間数の制限は、主には本業に差し障りがないように設定しているものだが、収穫時期のアルバイトで収入を得ている一般の従事者の働き先を奪うかもしれないという懸念もあり、設定されているとのことである。働き先の農家を探すには、「デイワーク」を経由せずに知人や近所の農家で心当たりがあれば、それらを働き先にしてもよい。

なお、後に述べるように実際にアルバイトを行った職員に対してアンケートを行っている。

3) チェリサポの評価

2022年のさくらんぼ収穫時期が終わった8月に、山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課として実施状況（職員へのアンケート結果）のプレスリリースを行っている。以下はプレスリリースと別紙のアンケート結果について引用したものである。

営利企業従事許可された職員は50人であり、う

ち実際に作業に従事した職員は、40人であった。従事したのは一般職が大半であるが、課長級や課長補佐級の職員も従事したとのことである。許可者のうち作業実績のない10人の職員の理由は、「さくらんぼの収穫時期が早まったため予定と合わなかった」「近場での募集がなかった」「体調不良」などだった。

実際に作業を行った作業従事日数は、延べ119日で、勤務時間外かつ年休取得による従事は不可であるため、土日の作業が大半だが、平日に2時間程従事するケースもあったようである。生育が早まり収穫期間が短くなったため、申請よりも作業日数が少なくなり、1～2日の従事が多かったが、最大で13日従事した職員もいた。

アンケート回答者の93%が今後もチェリサポ制度を利用して働くことを希望しており、「農業の担い手不足と高齢化を強く感じたから」「現場を知ることができる良い機会となるから」「見聞を広げることが、県職員としての政策立案に資する取組みになるから」という声が聞かれた。一方で、働くことを希望していない回答には、「ボランティアとして手伝いたいから」「体力的に厳しいから」という声があった。

チェリサポ制度に満足しているという回答は86%であり、「さくらんぼ農家の苦労や大変さを知ることができた」「農業に従事することそのものが貴重な体験であった」「農家の方から直接感謝されることで、働きがいがあった」という感想があった。一方で改善・意見として、「(初年度のため手続きが不慣れだったことと、さくらんぼ収穫時期の早期化のため)営利企業等従事許可申請の受付を早めに設定してほしい」「労務管理上の制約(週8時間、月30時間まで等)が多く、農家の助けにはならないと感じる」「申請手続きの簡素化」「作業マニュアルがほしい」等の意見がみられた。作業マニュアルについては山形県としてはウェブサイト等にコンテンツを作っているものの、うまく認知されていなかったとのことなので、チェリサポ制度とともに周知をするようになっている。

職員を雇用した農業者からの声としては、「労働力不足の中で、県職員の副業はありがたい」「副業が他の自治体や民間にも広がり、手伝ってくれる人が増えることを期待している」などが得られたようである。

4) 翌年の改善策とチェリサポの課題

上記のアンケート結果が得られたこともあり、2023年度は対象期間が5月3日から7月17日までと早期化が行われた。また、葉摘みなどの収穫前の

作業も対象になった。

時給については、2022年度は最低賃金(2022年10月5日まで822円、6日以降854円)付近の850円から早朝手当込みで1,000円程となっており、山形県としては特に目安を示していなかったが、農家側の期待により高騰することを懸念して、2023年度からは時給1,500円以下と定めた。補助金交付事務の担当者においては、「さくらんぼ生産者等への」と範囲を狭くすることで、従事が可能となる対象者を広げている。

山形県は、村山、最上、置賜、庄内の4地区に分かれている。それらのうちさくらんぼが多く作られているのは寒河江市や、県庁所在地である山形市も含まれる村山地区である。よって課題があるとすると、県職員は支所を含めて県内の広範囲で勤務しているため、遠方からさくらんぼ収穫の作業のために手続きを行い実際に出向くのは制約が大きく、そういった意味で従事可能な職員が限られる点である。

以上の取組から山形県として兼業・副業に対して前向きな姿勢を見せることで、民間企業への兼業・副業の取組みの広がりを期待している。2022年4月から2023年1月の間に、山形県内ではデイワークを通じて6千件以上の雇用が成立した。そのうち4,354件が果樹関係であり、うちさくらんぼでは2,366件の成立があった。2022年度の生産者の登録数は369人(うち求人をしたのは151人)、求職者は1,451人の登録があり、生産者と求職者の双方で周知が進んでいることから、県全体で労働力を柔軟にマッチングする体制が整ってきているといえる⁶。

(2) 寒河江市

1) 背景

寒河江市では高齢化や担い手不足により、さくらんぼの栽培経営体数の減少とともに、1戸当たりの栽培面積が増加している。コロナ禍前は、大学や企業と連携して、寒河江市が宿泊費や移動費を補助する形で団体のボランティアの受け入れを行っていたが、コロナ禍以降の取組が難しくなっている。その他にも、デイワークアプリの活用や、JAが行っているあぐりヘルパー事業(無料職業紹介事業)を通じた寒河江市農業労働賃金に準じた雇用や、さくらんぼボーナス事業(さくらんぼの作業で25時間以上従事した後に市内産品と引き換えられる商品券が市から給付される)を行っているが、寒河江市のシンボル(栽培面積、出荷量とも県内3位)を守っていくためには、労働力不足に直面するさくらんぼ農家の支援が喫緊の課題であるとして、2021年からさくらんぼ生産農家に限った市職員の兼業従事を検討した。

市議会向けの資料として、「そこで本市では国内の先進的な取組事例（弘前市のりんご、有田市のみかん農家への従事に限り認める）を参考にしながら、さくらんぼ収穫期に限り市職員の農作業を可能とし、労力不足解消の一助とすると共に、市職員のさくらんぼに対する理解と郷土愛の醸成を促します。またこれを契機に、市内事業所等にも本事業が波及すること等も、今後期待したいと考えています」と制度実施の提案をしている。

制度化に先立って2022年4月に市職員254名を対象にアンケートをとったところ（回答率44.5%）、「Q1 さくらんぼの収穫作業などを手伝ったことがあるか」に対して、はい79名、いいえ35名という結果となった。近年は、入職3年目までの初任者研修に、さくらんぼの収穫・箱詰め・選果の作業を取り入れているため、若手を中心に非農家出身であってもさくらんぼの作業をしたことがある職員が増えている。「Q2 さくらんぼ期における農業従事が認められた場合、やってみたいと思うか」に対して、やってみたいと条件が合えばやってみたいは54名と、過半数まではいかないが、ある程度の参加者が見込めた。54名に対して、「Q3 どのくらいの時間従事したいか（複数回答）」に対しては、平日を含めた早朝18名、休日のみ27名、平日も（休暇取得）18名と、従事する意欲が高かった。なお、すでに実家の農業の手伝いをしているため、兼業してまでさくらんぼの作業はしたくないという職員もいたと思われる。

2) 条件

2022年5月に運用方法を定めた。市職員の従事に関する取り扱いについては、「寒河江市職員の営利企業等への従事等制限の許可に関する取扱要綱」及び「寒河江市職員のさくらんぼ農家等への従事等の制限に係る許可に関する事務取扱基準」に準じた運用がなされている。

許可の対象者は、正職員（農林課及び農業委員会事務局を除く）とされており、それまで会計年度職員はもともと兼業が許可されていたが、今回正職員がさくらんぼ収穫の作業において許可されるようになった。

期間は、2022年は6月1日から7月15日とし、従事上限は月30時間とした。時給は、特に指針は示しておらず、早朝は1,000円を超えるが、日中も働くと平均900円程度となるようである。山形県のように年休取得による従事は禁じられていないなど、制限は少ないといえる。

「営利企業等従事許可申請書」の提出にあたっては、①事前に1日農業アルバイト募集アプリ「デイ

ワーク」等を活用して求人に応募する、②従事を希望する職員は、任命権者に「営利企業等従事許可申請書」を提出する、③就労し、賃金を受領する（当事者間の対応）としている。

対象とするさくらんぼ農家は、寒河江市内の農家としており、市外に農地を持っている農家でも寒河江市が本拠地であれば就業が可能である。職員の希望を受けて、農林課が仲介したこともある。

3) 評価

2022年度は、延べ23人が約280時間の従事をしたことがわかった。寒河江市においても、期間終了後に兼業実践者に対してアンケートを行っているのでその内容をみていきたい。

「Q1 従事した作業内容」については、収穫20名、選果0名、パック詰め1名、箱組立て1名、その他0名と、収穫作業に多くの職員が従事していた。

「Q2 従事した作業日数」では、1～2日が5名、3～5日が9名、6～9日が4名、10～14日が2名、15日以上が1名とのことで、大半は10日未満であるものの、多くは複数日従事しており、10日以上従事した職員もいたことがわかった。また、累計時間は5時間未満が3名、5～9時間が4名、10～14時間が6名、15～19時間が3名、20～24時間が2名、25時間以上が3名と、1ヶ月半の間と限られた期間の間でも多くの時間で取り組まれていた。

「Q3 来年もやってみたいか」については、やってみたい5名、条件が合えばやってみたい5名、どちらとも言えない9名、やりたくない2名という結果であった。山形県のアンケート結果と比較すると、やってみたい、条件が合えばやってみたいと答えたのは半数以下であった。翌年継続のモチベーションにつながっていないのは、例えば作業内容の問題なのか、時給の問題なのか、あるいは受入農家とのコミュニケーションの問題なのか、不明である。しかし、公務員の兼業であっても一般の雇用であっても、作業環境の向上が就業継続につながるが大いに見込めるので、それらの面の改善について市役所側から提案ができると良いのかもしれない。

4) 課題

寒河江市においては、2021年から農家向けにデイワークの案内を行ってきたが、高齢農家では導入がなかなか進まず登録には支援が必要だったとのことである。また、それまで知人や家族等の手伝いでまかない、雇用に積極的でない農家に対して無理に勧めることはしないが、さくらんぼの時期以外にもデイワークを通じた就業希望者が見込めることから、雇いをきっかけに農家の負担軽減が図れるよう、外部化できる作業の掘り起こしに取り組むことが必

要であると寒河江市は考えている。

観光農園として整備してきた圃場が複数あり、コロナ禍では観光客を集客できなかったため、あぐりヘルパー事業によって収穫作業者を確保して乗り切った。観光客が作業しやすい低い樹高は収穫作業の初心者にとっても同じく取り組みやすいとわかったことから、木の仕立て方の工夫や、確保できる人手の熟練度によって適した樹園地を選定するなど、適切な作業を割り振ることでさくらんぼという商品の価値を高められるのではないかと農家も手ごたえを感じているとのことである。

5. 愛媛県の事例（松山市）

（1）市職員の農業における兼業・副業について

最後に、愛媛県の事例として松山市を取り上げる。こちらの調査は2024年3月に行ったものである。

松山市では、2023年11月の半ばから2024年の1月半ばまで、市職員の柑橘の収穫作業に対する兼業許可制度に取り組んだ。これまで農家出身者の農業従事や、僧侶などの兼業許可が認められていたが、人事課と農林水産部で調整し、そこに柑橘作業に関する事項も盛り込んだ。

兼業が可能な期間は、11月半ばから翌年1月半ばとしており、品種構成によってはこれより後にも柑橘の収穫作業があるが、これは農家が賃金を支払って人を雇用できる期間は繁忙期であるそこだけであるとして、支払う側に着目して設定しているとのことである。

特に従事上限時間は設定していない。時給についても特に指定はない。松山市においてもデイワークアプリが導入されており、デイワーク経由で兼業先を見つけている。

市職員には26件の兼業許可を出したが、実際に職員が何日間従事したかは集約していない。

特徴的なのは、消防士職の兼業の取り扱いである。消防士は夜勤後に休日を取得するが、他の職員は一度兼業届を出せば良いが、消防士の場合は一日単位で毎回許可申請をする必要がある。スケジュールが出た時点で希望する消防士は消防局長を通じて、市長の許可を得てから、就業先と調整を行うという流れになっている。休日は家族や親戚が手伝ってくれる農家において、平日が休みである消防士に力仕事が任せられるとして、とても重宝されているとのことである。

これまでの事例のように明文化して周知を図っていないため、細部については今後検討する余地はあるように思われる。

（2）デイワークアプリの導入について

2022年の秋から冬にかけて興居島の泊地区の農家

からデイワークの導入について相談があった。その後由良地区の農家からも相談があり、検討が進められた。由良地区にはJAえひめ中央によるアルバイトの無料紹介事業があるため、JA松山市の管轄でそういった事業のない泊地区で2023年に、市の主催で希望者を対象に導入に関する説明会（スマートフォンの操作については、社会共創学部の学生が支援したとのことである）を開き、導入にいたった。由良地区では市職員のみで説明を行った。

最初にデイワークに登録する時には少し難しさがあるものの、内容については一度使ったものをコピーアンドペーストして再度募集することができる。2023年11月15日から2024年1月31日にかけて、松山市が集約したところ（自治体やJAの事務局が農家や就業者のデータをデイワークのシステムから見ることができる）8戸の農家で90人日の作業が成立していた。興居島外からの従事者が多く、交通費は農家負担であることもあってか、観光気分も少々持ちながら船に乗り、作業をするというスタイルが好評のようである。また、来てもらって相性が良かった従事者に限定して求人公開できる仕組みも活用し、リピーターに対しては安心して作業を任せられるので、雇用に積極的に取り組んでいるとのことである。

こういった取り組みについては、2023年11月15日の松山市広報で周知をしたものの、それ以上の周知活動は松山市としては行っておらず、山形県、寒河江市の支援体制と比較すると、今後の拡充⁷が求められると思われる。

6. おわりに

いずれの自治体でも、兼業許可制度の構築と「デイワークアプリ」の導入がほぼ同じ時期に行われていた。わかりやすく一日単位でシステムチックに雇用契約が結べることで、本業があってもスポット的に仕事ができることが、地方公務員の働き方にも取り入れやすいのだと推察された。また、非農家出身者で農家の知人や親戚がいない場合にも雇用先を見つけられることや、地縁のない人でも働き先が見つけれられるという点は異動を伴う就業者にとっても使いやすいであろう。そういった意味ではデイワークの登場により農業における臨時雇用は大きく変わったといえる。

地方自治体の公務員の兼業許可制度について、山形県においては、山形県、寒河江市に続き、2023年度からは県内の別の自治体も取り組むようになっていく。上山市では、農業に限定せず、市内外であっても公益性が高ければ幅広い活動で報酬を得る許可制度が設けられた⁸。このように地方公務員の幅広い活動が許可されるようになることで、適切な運用が求められ

るのは前提として、職員のモチベーションの維持につながったり、職務内容に良い効果をもたらされたりすることが期待できよう⁹。

山形県のチェリサポ制度の感想をみると、知らないことについて実体験をもとに知れるという、新たな知見を得る機会になっていたのではないかと印象を受ける。つまり、非農家出身者にとって、普段の生活ではあまり関わらない環境で（高齢者中心のさくらんぼ園）、普段は取り組まない活動（農作業）に取り組むことで、兼業収入を得られるのはもちろんのこと、自身の向上心を満たせる教育を受ける機会として取り組むことができたのではないだろうか。もちろん、ボランティアや研修によって経験することもできるだろうが、賃金が発生することによる責任感に加えて、より経済活動に関わるという意識が高まるのではないかと思案する。

最後に、農業部門から移動した労働力により、日本の高度経済成長は支えられてきた。それらの層が圧倒的に薄くなってきた現在、非農業部門の労働力による日本農業の支え方として、農業を兼業先として選べるようなシステムが今後も求められよう。これまで農村部における半農半×という形で農業と他産業を組み合わせるライフスタイルが提唱されてきたが¹⁰、安定的な雇用がなされている環境にある人々においては、生活のためにも本業での就業を続けながら¹¹、農業に追加的に取り組める方策が幅広く展開されている¹²ことで、気軽に臨むことができるのではないだろうか。

注

- 1 集落ぐるみで営農を合理化する集落営農において注視されている。農地を貸し付けた構成員にも農作業を行ってもらったり、共同作業による地域資源管理への補助として交付される「多面的支払交付金」を原資にしたりして、実施がなされている（中村（2018）、品川（2018）等）
- 2 愛媛県の高度経済成長期の人口移動については香月（2020）が、東中南予の別で分析している。
- 3 農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者。農業経営体の場合、「経営耕地面積が30 a以上の規模の農業」か、「農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が基準以上の農業（例：調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模）」か、「農作業の受託の事業」のいずれかを行う者。

- 4 農産物の収穫ピーク時への支援という地域産業への寄与はもちろんのことであるが、公務員が勤務先に無許可で兼業・副業したことにより処分がなされる事件が、定期的に報道されている。正当性のある兼業・副業についてガイドラインが設けられていれば、そういった不祥事に至ることも減るのではないかと考えられる。
- 5 Kamakura Industries 株式会社が2019年に公開した農業アルバイト専門の雇用マッチングアプリである。アプリを通じて、雇用したい農家と就業希望者を結びつけることができる。その実績は2019年4,410人、2020年16,493人、2021年41,587人、2022年82,485人、2023年130,514人と、のべ利用者は大きく増加している。農林水産業みらい基金を得て当初JA向けに開発されたが、個人農家でも利用でき、JAも農家も就業希望者も無償で利用できる。雇用は農家と就業希望者との間で契約がなされ、給与は当日払いであり、お互いに口コミで評価をすることができる（<https://www.miraikikin.org/activities/agriculture/kamakura.html>）（2024年7月4日閲覧）。近年はタイミー等のスポット雇用のシステムが幅広い業種向けに開発されているが、タイミーでは手数料が発生するため、デイワークが使える地域ではデイワークを重用していると思われる。
- 6 なお、チェリサポの制度の2024年度の実施概要の資料によると、2023年度は営利企業等従事許可を受けた職員は56名、うち実際に作業に従事した職員が38名、延べ作業従事日数168日とのことである（<https://www.pref.yamagata.jp/140034/cherisapo.html>）（2024年7月4日閲覧）。
- 7 山形県では農家がデイワークに登録する際に労災保険に加入することが望ましいとしているが、松山市では農家に確認はするものの義務づけてはいない。農作業は事故が起こりうるため、雇う側の配慮が必要であり、そういった意識付けについても行政が支援していくべきである。「1日農業バイト「daywork」利活用ガイドライン（山形県）」（<https://www.pref.yamagata.jp/140034/sangyo/nourinsuisangyou/nogyo/shien/roudouryoku.html>）（2024年7月4日閲覧）
- 8 「職員が報酬を伴う地域貢献活動等を行う場合の許可基準及び運用について（2023年5月上山市庶務課）」（<https://www.city.kaminoyama.yamagata.jp/soshiki/2/syokuintiikikukuen.html>）（2024年7月4日閲覧）
- 9 ちなみに国立大学法人愛媛大学では、兼業・副業については許可申請制度が用いられているものの、実態としてどのような兼業が行われているか、公開されている情報は技術移転事業者の役員及び研究成果活用企業の役員との兼業に関するもののみである。地域貢献的

な兼業・副業に対するガイドラインが示されれば、松山市の職員のように教職員が兼業・副業として、柑橘の作業に関わる機会が増えるかもしれない。

- 10 塩見直紀氏の提唱。
- 11 本稿では詳しく触れていないが、農業においては一部の労働基準法において適用除外である。本業で法定労働時間分働いており後から農業を兼業先とする場合、労働基準法第41条の適用がある農業が兼業先であれば、1日8時間、週40時間（労働基準法第32条に規定されている「法定労働時間」）を超過した分の割増し賃金の支払いは適用除外となり、支払う必要がない。よって、兼業先としての農業は本業の就業先側からも望ましいと考えられる反面、本業でのガイドラインがなければいくらかでも働けてしまうため、農業での兼業を視野にいれて取り入れる際には注意が必要である。
- 12 愛媛県における有償ボランティア制度では、兼業・副業が許可されていない労働者であっても、有償の「ボランティア」として農作業のお手伝いの対価として地域クーポンを得ることができる。詳しくは竹島（2024）を参照いただきたい。

引用文献

- 香月敏孝（2020）「高度経済成長期の人口移動と農業・農民－「愛媛の農業・農村を考える」①－」調査研究情報誌 ECPR, 1, 70-80.
- 神山智美（2022）「公務員の副業に関する一考察：地域における労働力確保のための検討」富山大学紀要. 富大経済論集 67（3）, 411-439.
- 中村勝則（2018）「秋田県における水田農業の構造変動」『日本の農業－あすへの歩み－ 250・251「縮小再編過程の日本農業－2015年農業センサスと実態分析－』, 68-102.
- 中安定子（1965）『日本の農業－あすへの歩み－ 38「農家出身者の就業形態」』農政調査委員会.
- 野田公夫（2011）「農業構造改革の類型論的検討」農業経済研究 83（3）, 133-145.
- 品川優（2018）「九州水田農業における農業構造変動と集落営農の展開」『日本の農業－あすへの歩み－ 250・251「縮小再編過程の日本農業－2015年農業センサスと実態分析－』, 219-247.
- 竹島久美子（2024）「愛媛県における有償ボランティア制度の実績と課題について：愛媛お手伝いプロジェクトを事例として」農業法研究 59, 100-112.